

善通寺市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 13 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 安 井 一 博

令和元年度財政援助団体監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

(1) 団体名 P T A 連合会

(2) 所管課 生涯学習課

第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が、補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査の方法

P T A 連合会への平成30年度及び平成31年4月1日から令和元年8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第3 監査の実施日

令和元年10月8日

第4 監査対象団体への補助金の名称及び決算額並びに予算額概要

(1) 補助金

監査対象団体への補助金の名称	平成30年度 決算額	令和元年度 予算額
P T A 連 合 会 育 成 補 助 金	619,200 円	619,200 円

(2) 決算概要（平成30年度）

収 入	1,448,927 円
支 出	1,365,762 円
次年度繰越金	83,165 円

第5 監査の結果

平成30年度の決算報告について、証拠書類等を監査したところ、全般的に概ね適正であり、指摘する事項は、特になし。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。